

1 整備基本方針の位置付け

- 対象：小学校25校、中学校11校、甲府商業高校、社会体育施設3施設（中道スポーツ広場、旧穴切小、旧相生小）
- 内容：学校施設等体育館への空調設備等に関する整備方針
- 目的：①教育環境の充実
児童・生徒が、安全で安心して学びに向き合える教育環境の確保
②避難所環境の整備
避難所における良好な生活環境の確保

2 背景

- 猛暑の常態化と体育館の役割
 - ・気候変動・ヒートアイランド⇒6～10月の「危険な暑さ」が常態化
 - ・体育館⇒鉄骨造かつ大空間で外気・日射の影響を受けやすく、夏は室温が外気を上回ることもあり、冬は底冷えによる活動制限が懸念
 - ・体育館の役割⇒平時は授業・部活動・学校行事・地域活動、災害時は指定避難所・防災拠点の中核

3 基本方針の4つのポイント

Point①
教育環境と避難所環境の同時向上

- 平時：授業、部活動、学校行事等の教育環境の質的向上
- 災害時：避難者の良好な生活環境の確保

Point②
計画的な空調整備と断熱改修

- 空調設備と合わせ、屋根・外壁・開口部への遮熱・断熱化による冷暖房率の向上により効果的な空調環境の実現

Point③
環境負荷低減と災害時対応の両立

- 省エネ性と運用コストの抑制
- 停電時においても、冷暖房稼働（電源自立型GHPを採用）

Point④
年次計画と財政負担の平準化

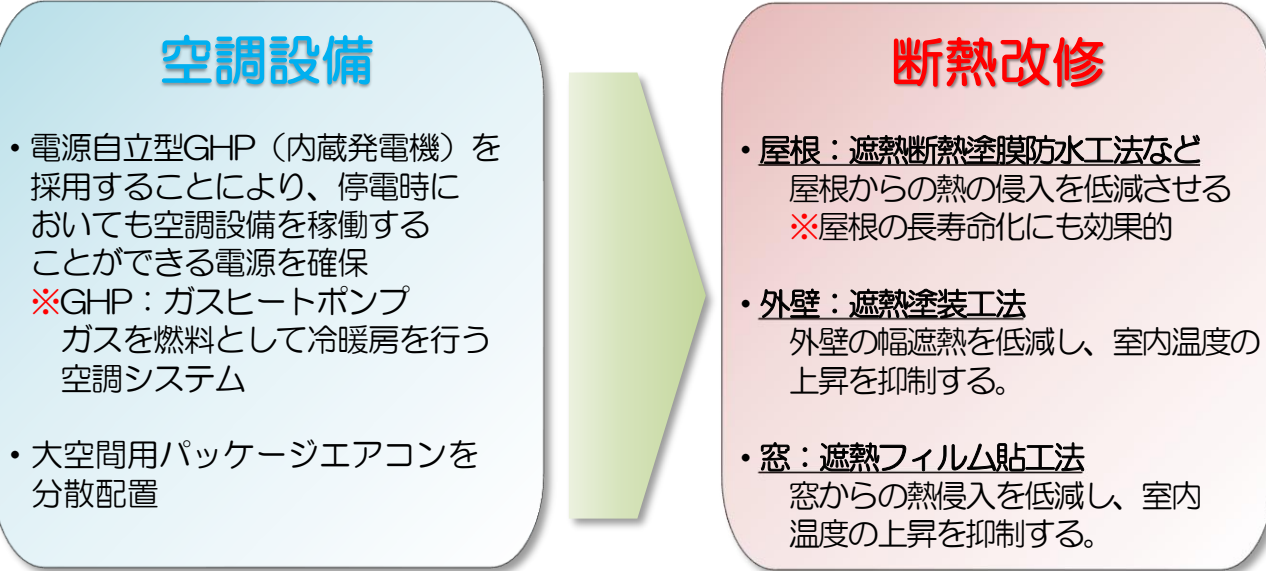
- 複数年で、段階的かつ計画的な整備
- 国の補助制度等を活用し、財政負担の平準化による持続可能な整備

◆表1 施設整備の実施順序

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空調設備	城南中、東中、南中、西中、上条中、北西中、北中、北東中、南西中、富竹中、笛南中、甲府商業高校	山城小、玉諸小、大里小、大國小、池田小、貢川小、羽黒小、千塚小、国母小、舞鶴小、東小、相川小、甲運小	伊勢小、石田小、里垣小、新紺屋小、善誘館小、中道北小、北新小、朝日小、湯田小、新田小、中道南小、千代田小	中道スポーツ広場、旧穴切小、旧相生小

※実施順序・整備期間は、本方針策定時のものであり、社会情勢等により変更する場合がある。
※小学校・中学校・高校の断熱改修は、空調設備整備の翌年度に実施する。社会体育施設3施設については、まずは空調設備の導入を基本としていく。

4 整備概要



5 実施順序と整備期間

- 実施順序：表1 施設整備の実施順序を参照（下段）
 - ・初年度は、部活動等の利用頻度と、より多くの子供たちが空調設備の恩恵が受けられることを勘案し、中学校・高校から着手する。
小学校は、児童数の多い学校から着手する。
- 整備期間：4年間

6 事業費と事業スキーム、補助制度等の活用

- 総事業費：約61.2億円
※本方針策定時の試算のため、物価動向等により変動の可能性あり。
- 事業スキーム
 - ・設計・施工分離方式（従来型の工事請負方式）を基本としつつ、民間活用についても検討を行う。
- 補助制度等の活用
 - ・学校施設環境改善交付金（屋内運動場空調設備整備事業、補助率1/2）、緊急防災・減災事業債等